

結婚新生活を応援します！

天童市では、結婚して天童市内で新生活を始める新婚世帯に、住宅の賃借費用や引越費用を1世帯あたり**最大60万円**を補助します。

対象世帯

次の条件をすべて満たす世帯

- 令和8年1月1日以降に婚姻届を提出し、夫婦共に天童市内の該当住宅に住民票がある
- 婚姻時の夫婦の年齢が共に39歳以下
- 夫婦の令和7年分の所得の合計額が500万円未満
※貸与型奨学金を返還している世帯は、奨学金の年間返済額を夫婦の所得から控除します
- 本市又は転入前の市区町村における市税等の滞納がないこと
- 過去に結婚新生活支援事業による補助を受けたことがないこと
- 天童市が指定する講座を受講すること

対象経費

令和8年4月1日以降の結婚に伴う転入（転居）にかかる次の費用

- 新居の住宅賃借費用（家賃、敷金、礼金、仲介手数料）
※原則、同居開始後の費用
※他の公的制度による住宅補助を受けている場合は、その額を補助対象経費から控除し、補助金額を算定します。
- 引越費用（運送業者や引越業者を利用したものに限り）

補助額

- 1世帯当たり 上限 60万円 ※夫婦の年齢によって上限額が異なります
- 夫婦共に婚姻日における年齢が29歳以下の世帯 上限60万円
 - 上記以外の場合 上限30万円

受付期間

令和8年6月15日（月）～令和9年2月26日（金）まで
※先着順で予算の範囲内

申請書類

裏面をご覧ください

問い合わせ
提出先

■天童市総務部市長公室 まちづくり推進係
■TEL: 023-654-1111 内線 327
MAIL: machi@city.tendo.yamagata.jp
<https://www.city.tendo.yamagata.jp>



▲市 HP



手続き方法

申請者	天童市
①事前に御相談ください。 賃貸借契約内容、住民票の異動日、婚姻日などお聞きます。	
②申請 【提出書類】 ○交付申請書 ○事業計画書 ○婚姻を証明する書類（戸籍謄本または婚姻届受理証明書） ○夫婦の住民票の写し ○夫婦の令和8年度（令和7年分）所得証明書 ※令和8年1月1日に住民票がある市町村で発行します。 ○夫婦の令和7年度納税証明書 ※令和7年1月1日に住民票がある市町村で発行します ○住宅の賃貸借契約書のコピー（住宅賃貸の場合） ○住宅賃借費用の領収書のコピー（住宅賃貸の場合） ○引越し費用の領収書のコピー（引越し業者又は運送業者を利用した場合） ○住宅手当支給証明書（住宅賃借かつ給与等を得ている場合） ○宣誓書（離職・無職の場合）及び離職票等の写し（離職の場合） ○貸与型奨学金の返済が分かる書類（奨学金返還証明書等） ※現に返済を行っており、世帯の所得から控除する場合 ※提出は写しでもよいものがありますが、原本を確認いたしますので必ず御持参ください。 ※提出した計画に変更・中止等がある場合は、市にお問い合わせください。	③交付申請書の審査 ④補助金交付決定を通知
⑤実績報告書の提出 令和9年3月12日（金）までに、実績報告書を提出してください。 【提出書類】 ★実績報告書 ★事業実績書 ★住宅の賃貸借費用の領収書の写し（住宅賃貸の場合） ※申請時にすべての書類が提出済みであり、変更や中止等がない場合は、提出を省略することができます。	⑥補助金の交付決定を通知 ※実績報告書の提出が省略された場合は通知しません
⑦請求書の提出 ★請求書 ★請求書に記載の口座番号が確認できるもの（通帳の写し） 不明な点はお問い合わせください。	⑧補助金の交付